

熊本市環境審議会規則（昭和64年規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 条例第7条第1項の熊本市環境総合計画に関すること。
- (2) 公害対策に係る基本的事項に関すること。
- (3) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）及び熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第47号）の規定に基づき審議会が行うこととなる事務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に係る基本的事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができるものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会の部会（以下「部会」という。）として、総合部会、生活環境部会及び自然環境部会を置く。

2 市長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、部会を設置することができるものとする。

3 部会は、会長から審議会に諮って指名する委員をもって構成する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

(審議事項の部会への付議等)

第7条 会長は、審議会が審議すべき事項をそれぞれ適当な部会に付議することができる。

2 部会長は、前項の規定により付議された事項について審議を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(顧問)

第8条 審議会が審議すべき事項のうち、特に重要な事項について意見を述べることができる者として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 顧問の任期は、3年とする。

(専門員)

第9条 審議会が審議すべき事項のうち、特に専門的な事項について調査及び研究を行う者として、環境専門員（以下「専門員」という。）を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の日から当該専門員の委嘱に係る専門的な事項に関する調査及び研究の結果について、審議会が市長に報告した日までとする。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第12条 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって審議会の会議に代えることができる。

2 第10条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(準用)

第13条 第5条第2項及び第3項並びに第10条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と、「各委員」とあるのは「当該部会に属する各委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月30日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第7号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月17日規則第62号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月17日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項の規定は、同日以後における委員の委嘱について適用する。

附 則（令和3年9月29日規則第72号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。